

環境影響評価準備書に対する意見及び事業者の見解

意見書提出期間	令和元年１１月５日 ～ 令和元年１２月２０日	
意見者	意見者①	
意見	事業者見解	
対象地域で土壌汚染が確認されたため、計画変更した旨の記述があるが、２年前の小森野コミセンでの説明会では、「せめてリサイクル施設とごみ焼却施設の場所を変更できないか。」という意見に対して「安全性の問題がある。変更は２市３町の同意が困難である。よって、場所の変更はできない。」旨の説明を受けていた。ところが、建設場所の計画変更は短期間でなされた。状況が変われば簡単に変更できるということであり、「変更できない。」との虚偽の説明をしてきたことになる。見解を求める。 なお、ごみ処理施設予定地で土壌汚染が確認されたため「リサイクル施設は計画どおり建設し、ごみ処理施設は別の場所を選定する。」ということであれば、まだ理解できる面もあるが、リサイクル施設は別の場所に移し、リサイクル施設予定地にごみ焼却施設を造るということは、計画ありきで進められてきたことの表れであり、全く容認できない。 これらから「佐賀県東部ブロックゴミ処理協議会」で真摯に議論されたとは思えないし、説明会でのやり取り、地域住民の声が「協議会」に正確に届いたとも思えない。再度正確な情報の下で真摯な協議を求める。	２年前の説明会当時は、建設予定地の面積を４.２haとし、ごみ焼却施設、リサイクル施設、管理棟、多目的広場を整備する計画としていました。 これらの施設を配置するうえでは、周辺からの眺望景観への配慮、多目的広場利用者の安全性や利便性、リサイクル施設を利用する一般車両の滞留場所を確保する動線計画を考慮し、総合的に評価を行った上で当時の配置計画（案）となったものです。 その後、当初の建設予定地南東部において地下埋設物及び土壌汚染が確認されたことから、当初の建設予定地北西部約１.７haへの施設配置変更を検討しましたが、ごみ焼却施設及びリサイクル施設の両施設の配置が困難であること、みやき町にある現有施設のプラント（ごみ焼却施設）の耐用年数が２０年であることや地元協定により令和５年度末までを設置期限としていることなどを考慮した結果、建設予定地を当初の建設予定地北西部とし、ごみ焼却施設のみを優先的に整備する計画となりました。 このことは、平成３１年４月の佐賀県東部環境施設組合首長会において、本事業及び建設予定地を取り巻く様々な状況を考慮しながら、慎重かつ真摯に協議され、方針変更の決定がなされたものです。	
土壌汚染が発覚した地域、旧施設はそのまま放置するのか。汚染の除去、施設の撤去はしないのか。 （もうすでに数十年間放置されているように思われる。）自分たちの都合を優先し必要なものだけを造り、地域住民の安全性や景観は無視し放置しているとしか思えない。これらの処理が優先されるべきであり、いつまでに除去、撤去するのか明記すべきである。 また、公共下水道終末処理施設が立地しているがあるが、汚いもの、衛生的でないもの、悪臭を放つものすべてをこの地域に押し付けるつもりか。迷惑施設は分散させ、住民に相応の負担と理解を得るのが行政の役割ではないか。見解を求める。	土壌汚染が確認された地域は、対象事業実施区域から除外されております。当該地域の対応については、土地所有者である鳥栖市が対応するものと考えております。 対象事業実施区域選定の経緯については、準備書 P2－5～2－13 に記載しているとおりです。	
鳥栖市が平成 26 年５月から７月にかけて候補地 25 か所の中から真木町を選定したとなっているが、あまりにも拙速ではないか。始めから公有地等に絞り込むことは行政の怠慢でしかなく、全く納得できない。	対象事業実施区域選定の経緯については、準備書 P2－5～2－13 に記載しているとおりであり、総合的・客観的に評価を実施し候補地を決定いたしました。	

ごみ処理施設の誘致の要望書が3か所から出されて、市長、副市長が現地視察を行ったとあるが、なぜ検討委員会のメンバーは同行しなかったのか。 2か所の困難な諸条件とは何か、どのような調査がなされたのか。残った1か所と比較検討したとなっているが、誰がどのように判断したのか。検討委員会に諮られたのか	対象事業実施区域選定の経緯については、準備書 P2－5～2－13 に記載しているとおり、要望の経緯については次のとおりです。 鳥栖市内の一地区から次期ごみ処理施設の誘致の要望書が提出されたため、地元区長から具体的な場所を聞き取り、地元で想定する3候補地を現地視察したうえで、法令等により建設地として適当ではない地域、用地の取得に時間を要する地域と思われる2候補地を除外し、残る1候補地について、担当課により、鳥栖市次期ごみ処理施設候補地選定検討委員会での評価手法に準じて、衛生処理場敷地と比較検討を行った結果、衛生処理場敷地の評価が高くなりました。
佐賀県ごみ広域化計画が、平成11年2月に策定されていたにもかかわらず、神崎市、吉野ヶ里町が、当初計画段階で計画区域に入っていなかったのはなぜか。当初計画策定までに区域内に入れる協議はなされたのか。 ごみ処理施設の該当範囲が2市3町と拡大し、新たな区域・組織となった時点でごみの量・地域の人口重心・収集運搬距離などが変わったはずであり、候補地も含めてゼロから協議すべきだと思われるが、どのような協議がなされたのか。	次期ごみ処理施設建設について、広域化については鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町の2市3町で平成23年度から協議が開始されましたが、まずは現枠組みにおいての施設更新を前提として検討を開始しております。 その中で、鳥栖・三養基西部環境施設組合においては、平成26年1月に鳥栖市に対し、鳥栖市内での建設候補地選定を依頼されており、平成26年10月に次期ごみ処理施設建設候補地について鳥栖市から鳥栖・三養基西部環境施設組合に対し報告がありました。 その後、平成26年11月に神崎市及び吉野ヶ里町から、佐賀県東部ブロックへの広域化の参加申し入れがあり、2市3町で次期ごみ処理施設を建設していくことで協議が開始され、平成28年2月に「東部ブロックごみ処理施設建設協議会」を設立して協議を重ね、基本的な事項が調ったため、平成28年12月に「佐賀県東部地区ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する覚書」を締結しました。 神崎市、吉野ヶ里町を加えた2市3町での枠組みにおいて、鳥栖市のごみ排出量は最も多いことから、ごみの移動による環境負荷の観点からも、鳥栖市に建設することが適当であるとの合意に達しました。
平成28年2月に地元理解を得たとあるが、地元とはどこか。本来、行政区域に関係なく、影響が及ぶ恐れがある地域住民の同意を得ることが行政としての責務だと思われるが、何をもって地元理解を得たとしたのか。現時点でも影響が懸念される地域住民の理解は得ていない。	平成28年2月に、施設が所在する町区である真木町から、次期ごみ処理施設整備事業の推進についての同意をいただきました。 法令的には、周辺住民の同意は必要ありませんが、これまでも、事業に関する住民説明会等を実施するなど、ご理解ご協力を得られるよう努めてきたところです。
「鳥栖市洪水ハザードマップにおいて浸水2m以上の区域」が除外区域となっているが、現在の予定地が平成26年6月には国が3～5mと公表したにもかかわらず、除外区域としないのはなぜか。国の発表は平成26年6月でも、国とのヒアリング等で選定時点では予想できたのではないか。分かった時点で、当該予定地域を除外すべきではなかったのか。 （マップの配布が3年後ということは意図的とも思われる。）すぐに除外地域とすべきである。 昨今の想定を超えた災害が多発している状況の中で、危険が予想される地域にわざわざ施設を造る理由は何か。危険性が明らかになった時点で、時間がかかっても、経費が膨らむことになっても、民有地、農業振興地等も含めて、より安全な場所を選定すべきである。	最終的に候補地が建設用地として定められた後に、その用地における様々な課題等が発生した場合には、その課題に対し解決、整理していくこととしています。 なお、平成28年6月に筑後川河川事務所が発表した「筑後川洪水浸水想定区域図」において、建設予定地で想定される浸水の深さが3～5m未満となっております。これを踏まえ平成29年10月に策定した「ごみ処理施設整備基本計画」の中では、浸水対策としては、プラットホーム、電気室、中央制御室、非常用発電機、タービン発電機など主要な機器及び制御盤・電動機は浸水深さ5m以上に設置し、さらに地上階には止水板や気密性扉を設置して浸水を防止する方針としております。また、計画地盤高さはGL+2mまで盛土を行い、工場棟・管理棟・計量棟・駐車場の主要施設を配置する上で、浸水に耐えうる高さまでRC造とするなど対策を講じてまいります。 今後も、事業主体である佐賀県東部環境施設組合により、これまでの経験や最新の情報を十分踏まえながら、事業の広域化によるスケールメリットを十分に活かし、大雨を含めました大規模災害に耐えうる施設整備を進めていくこととしております。
鳥栖市の検討委員会、鳥栖・三養基西部環境施設組合、佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会での「ごみ処理施設整備計画」に関する会議資料と詳細な議事録を地域住民に提供されることを希望する。	資料等の公表については、情報公開制度をご利用ください。

当初計画に限らず、これまで ①ごみ処理地域の広域化 ②施設建設予定地の土壌汚染の確認 ③ハザードマップによる 3～5m浸水地域の指定 等の計画を見直すべき要件が何度もありながら、地域住民の意見を全く無視し、住民説明会を開いたという事実をもって安易に決定された真木地区ありきの当初計画を強引に推し進めているとしか思えない。この計画を一方的に進める貴市及び佐賀県東部環境施設組合に対して大きな不信感を抱かざるを得ない。 地域住民の意見に耳を傾け、少なくとも当初計画から追加すべき①②③の要件を真摯に検討・協議された上で、新たな計画の策定を求める。なお、今回の意見・疑義等については、速やかな回答と地域住民への周知を求める。	最終的に候補地が建設用地として定められた後に、その用地における様々な課題等が発生した場合には、その課題に対し解決、整理していくこととしていますので、候補地の再選定は考えておりません。 なお、ご質問の①～③については下記のとおり整理しております。 ①ごみ処理地域の広域化 神崎市、吉野ヶ里町を加えた 2 市 3 町の枠組みにおいても、鳥栖市のごみ排出量は最も多いことから、ごみの移動による環境負荷の観点からも鳥栖市内での建設が適当だという判断をいたしました。 現在の建設予定地は、2 市 3 町のごみ焼却施設を建設するために必要な面積を有しており、周辺の道路整備についても、拡幅工事を行う等、適切に対応することとしております。 ②施設建設予定地の土壌汚染の確認 平成 28 年度から 30 年度にかけて、佐賀県東部環境施設組合（平成 29 年度までは鳥栖・三養基西部環境施設組合）が実施した土壌汚染対策法に基づく土地の利用履歴及び土壌の調査を行った結果、建設予定地の南東部の一部から埋設物及び環境基準値を超える物質が確認されました。このことを受けて、平成 31 年 4 月に佐賀県東部環境施設組合首長会において協議が行われ、対策を実施するだけでも少なくとも 1 年以上となる期間を要することが見込まれたことから、令和 6 年度に施設を稼働することが極めて困難であるとの判断により、事業計画区域内の北西部に位置する下水道高度処理用地（現建設予定地、約 1.7ha）にごみ焼却施設のみを建設する等の方針決定が行われました。 ③ハザードマップによる 3～5m 浸水地域の指定 平成 28 年 6 月に筑後川河川事務所が発表した「筑後川洪水浸水想定区域図」において、建設予定地で想定される浸水の深さが 3～5m未満となっております。これを踏まえ平成 29 年 10 月に策定した「ごみ処理施設整備基本計画」の中では、浸水対策としては、プラットホーム、電気室、中央制御室、非常用発電機、タービン発電機など主要な機器及び制御盤・電動機は浸水深さ 5m 以上に設置し、さらに地上階には止水板や気密性扉を設置して浸水を防止する方針としております。また、計画地盤高さは GL+2m まで盛土を行い、工場棟・管理棟・計量棟・駐車場の主要施設を配置する上で、浸水に耐えうる高さまで RC 造とするなど対策を講じてまいります。
---	---

環境影響評価準備書に対する意見及び事業者の見解

意見書提出期間	令和元年１１月５日 ～ 令和元年１２月２０日	
意見者	意見者②	
意見		事業者見解
迷惑施設との 30 年の附合いは、人の健康への被害の微たるを一番として考えた施設場と熟慮の重ねが大事である。 河川、田地畑の集積した良箇所ではなく、ごみ焼却の負を、広葉樹多く、浄化清浄作用大なる、山地に、賢答変更される事を、強く求めます。		ごみ処理施設の煙突からの排ガスについては、国が「排出基準」というものを設定しています。この排出基準は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準である「環境基準」を満たすために定められており、遵守が義務付けられています。したがって、排出基準を遵守しているうえにおいては、環境基準を満たすことができると考えられるため、人の健康は保護されるものと考えます。 次期ごみ処理施設の稼働にあたっては、各種法令で定められた基準等を遵守するとともに、煙突からの排ガスについては、排出基準よりもさらに厳しい自主基準値を設けるなど、万全な運転管理に努めてまいります。
表 9. 1. 1-16 微小粒子状物質調査結果の、表の示す如く、環境評価基準の適否は、Xの評価がある。今後、工事、搬入の先々を展じ、県道 17 号線、県道中原鳥栖線、拡幅予定の市道轟木・衛生処理場線の、重ね重ねは益々もって影響が懸念される。 図 9. 1. 2-9 施設の稼働による寄与濃度分布図と学童通学路に合わせると、程度の差こそあれ、通学に重く関わる。これから成長する子供にとり、不健康極まりないと云える。 又、農作物、作業人への被害、風評も、心配の募る所で或る。 是非とも、賢明な判断を期待いたします。		T-2 安楽寺町地区、T-3 対象事業実施区域において、微小粒子状物質調査結果が環境基準を満足していませんでしたが、準備書 p. 9. 1-24 に記載のとおり本地域における特異な事象ではないものと考えられます。 資材等運搬車両や廃棄物運搬車両の運行についての評価結果は、いずれも環境保全目標（環境基準）を下回るものでした。 また、施設の稼働（排ガス）についての評価結果も、最大着地濃度出現地点においても環境保全目標（環境基準）を下回るものであったことから、人の健康は保護されるものと考えます。 なお、近隣の同種施設における事例において風評被害等は発生しておりません。施設の稼働にあたっては、積極的に正確な情報開示を行うことで、風評被害が発生しない施設づくりに努めてまいります。

環境影響評価準備書に対する意見及び事業者の見解

意見書提出期間	令和元年１１月５日 ～ 令和元年１２月２０日		
意見者	意見者③		
意見	事業者見解		
「轟木川において平常時に４季調査を実施した結果、環境基準（Ａ 類型）についてＢＯＤ及び大腸菌群で環境基準を上回る場合があった」と記載されている。緊急に水質、土壌検査を行う必要がある。 轟木川の水門から宝満川へ合流する地点の河川の色が違う。なぜか。轟木川へ旧ごみ処理施設からの汚染物質やし尿処理場からの処理水が流れ出ているのではないか。ＢＯＤ及び大腸菌群の環境基準の改善と原因究明、また河川の色の違いの理由と原因を早急に調査すべきである。 （以下水質との関連） 周辺住民より、浄化センター本館の横の河川にはカモの親子など野鳥が多く飛来しているが、轟木川水門の近くに野鳥のすがたをみたことがないという話がある。なぜか。環境の保全の見地から原因を究明し改善を求める。	轟木川における BOD 調査結果は 1. 0～2. 3mg/L と環境基準を上回る場合がありますが、環境基準との評価は、年間を通じた全データのうち 75％値によることとされています。轟木川の場合、75％値は 1. 9mg/L ですから環境基準は達成しているといえます。また、既存資料によると安良川（鳥南橋）における BOD は<0. 5～1. 9mg/L となっています。（準備書 p3-17 参照） 一方、大腸菌群数については 790～7, 900MPN/100mL と環境基準を達成しておりませんが、同様に安良川（鳥南橋）では 330～79, 000 MPN/100mL となっています。これらの両河川ともに生活排水が流入する小規模河川では、大腸菌群数の変動が大きく、いずれの河川においても環境基準の達成が難しい状況となっています。なお、県内の他の河川についても、その多くが同様に環境基準を満足できていない状況です。 轟木川の水の色については、鳥栖市浄化センターにおける生物処理によって除去しきれなかった有機物に由来するものと考えられ、轟木川と安良川（鳥南橋）における BOD のわずかな差もこれに起因しているものとみられます。 なお、鳥栖市浄化センターからの処理水については河川への排水基準を満たしたうえで排水しているため、河川環境を悪化させるものではないと考えます。 （水質との関連意見について） 轟木川水門の近くに野鳥のすがたをみたことがないという話があるとすれば、水門付近の河床はコンクリート張り、護岸はコンクリートブロックとなっており、餌となる魚類、底生動物が少ないことによる可能性があると考えられます。ただし、その上流についても矢板護岸となっている箇所があるなど、鳥類の餌となる魚類、底生動物の隠れ家となる植物帯は少なくなっています（準備書 p9. 7-28, 29 参照）。		
宝満川の下野の水質調査・土壌調査と過去の資料と比較されているか、実地調査をしたのか。	宝満川の下野の水質調査結果は、既存資料により準備書 p3-17 に平成 29 年のデータをお示ししています。 なお、土壌調査について、方法書の段階から実施の計画が無いことから現地調査は行っていません。		
安楽寺・小森野地区住民より、今でも悪臭がする時があるという声が聞かれる。この悪臭の件を何度も環境対策課へ訴えるが、積極的な調査をしようとしなない。しかも、し尿処理場で現在もし尿汚物を処理しており、匂いが発生していることは認識している。周辺住民への問い合わせはすべきではないか。 すべての項目が敷地境界における規制基準の 10 分の 1 未満であり 臭気指数も 10 未満であったことが記載されている。しかし、具体的な 22 物質に対する調査データの数字が記載されていない。 供用による影響：敷地境界における規制基準を上回る場合があると予想されたが、基準を満足するための悪臭物質の許容流量を適用することにより、環境保全目標を満たすものと記載している。 具体的に 22 物質について調査データがなければ、規制基準を上回る場合が予測されると言えないのではないか。 従って、環境保全目標を満足するものとは考えられない。	特定悪臭物質について、規制基準の 10 分の 1 の濃度まで測定できる方法によりましたが、結果は準備書 p9. 4-3 に記載のとおり、規制基準の 10 分の 1 未満である定量下限値未満（機器で定量できるレベル以下であること）でした。また、臭気指数は人による嗅覚測定法によっていますが、この場合も測定下限は 10 であり、結果は 10 未満となりました。このように定量下限値未満、測定下限未満となった場合はにおいとして感知できるレベルでないことから、具体的な数値をお示しすることはできません。 また、供用による影響について、悪臭防止法に基づく基準（許容流量）によって、煙突排ガスに着目して特定悪臭物質 13 項目を対象に予測しましたが、悪臭防止法に基づく基準（許容流量）によって排出された場合にあっては、気象条件によっては、敷地境界における基準を上回る場合があると予測されました。そのため、敷地境界における基準を満足するための許容流量を求めることで、排出量が基準を上回ることがないよう適切な運転管理に努めてまいります。		

風速風向を測定する設置環境は平らな開けた場所に独立した塔や支柱を建て、地上 10mの高さに設置することが標準になっている。 設置に考慮すべき事項 ①最寄りの建物や樹木から、その高さの 10 倍以上の距離を置いて設置 ②周辺の建物等より高い位置に設置 測風塔では一般的には最も高い建物の 1.3～1.5 倍以上の高さが目安である。 対象事業実施区域周辺の大気の状態を調査地点は、風速・風向を測定するのに適正な設置環境であるか疑問である。近くに鉄塔や円筒型のタンク（約 13m）の存在が認められる。測定の再調査を求める。	対象事業実施区域は平らで開けた場所となっておりますが、風向風速計の設置位置の選定に際しては、対象事業実施区域の東に位置する鳥栖市浄化センター汚泥処理棟（高さ 11.35m）に着目し、可能な限り対象事業実施区域の西側に設置するものとし、汚泥処理棟から約 120m の距離をとりました。また、鳥栖市浄化センターNo.2 ガスタンク（高さ 16.5m）にも着目し、可能な限り北側に設置することとしましたが、県道 336 号線（中原鳥栖線）への安全配慮のため、No.2 ガスタンクとの距離は約 140m（建物高さの約 8.8 倍）となりました。しかし、No.2 ガスタンクの直径は 14.53m と距離に比べて十分に小さいため、設置環境に問題はないと判断いたしました。
--	---

環境影響評価準備書に対する意見及び事業者の見解

意見書提出期間	令和元年１１月５日 ～ 令和元年１２月２０日	
意見者	意見者④	
意見		事業者見解
候補地の選考にて、一部の限られた人物において選考基準の決定がなされ、その内容が、客観的に評価されておらず、間違った決定がされると、そのまま間違った方向に進む事となり、将来大きな問題を発生させる恐れがある。つまり、この段階が当計画の肝であり、この時点での住民参加の説明会が必要である。 よって、原点に戻り、候補地選定のやり直しを切望する。もちろん、その場合、住民代表も参加させる必要がある。		対象事業実施区域選定の経緯については、準備書 P2－5～2－13 に記載しているとおりであり、適切に実施されたものと認識していますので、候補地の再選定は考えておりません。

環境影響評価準備書に対する意見及び事業者の見解

意見書提出期間	令和元年１１月５日 ～ 令和元年１２月２０日		
意見者	意見者⑤		
意見	事業者見解		
真木町衛生処理場敷地がなぜ候補地に選ばれたのか、理由がどうしても理解出来ません。見直すべきです。	対象事業実施区域選定の経緯については、準備書 P2－5～2－13 に記載しているとおりです。		
計画施設の環境保全目標値（自主基準値）は厳しくしているとのことですが、施設のどのような運転状況を想定しての値でしょうか？ 安定運転時の値に見えます。 炉のスタート期間時、停止期間時の値はどうなのでしょうか？ 設備の緊急時（インシデント、アクシデント、トラブル時）は？	通常、自主基準値は焼却炉の立上げが完了し、運転が安定した状態で遵守する基準としております。 本計画施設を含む最新施設は、炉の立上げ及び立下げ時に加え、緊急時においてもろ過式集じん機等の排ガス処理装置で処理をして排気する仕組みとなっており、自主基準値を遵守できるよう配慮しています。 なお、緊急事態が発生した場合には、爆発や火災事故等最悪の事態を回避するため、安全に停止することを優先します。このような状況では一時的に自主基準値を満足できない事態が発生することは否定できませんが、前提として、このような事態が発生しないよう適切な運転管理に努めてまいります。		
施設の最新鋭化、処理能力アップに伴う危険性が危惧されます。最新鋭設備は自動化されており運転員も少なく（安定運転時は問題無い）、故障・事故の復旧には時間がかかります。その間、悪臭、ばい煙など発生し、地域に重大影響を及ぼし、誤操作は爆発など重大事故を引き起こす可能性が有ります。 又、この度は施設を一つにまとめるため事故後復旧までに貯まったごみの処理に時間が掛かると推察されます。例えば現施設を生かしながら新設を考えるなどして、候補地・施設規模の再検討をお願いします。	ごみ処理施設整備基本計画で採用した処理システムは、全国で採用されている方式であり、どの処理方式を採用したとしても安全で安定した稼働を行うことができ、周辺環境の保全に配慮した施設とすることができます。 施設の稼働にあたっては、各種法令で定められた基準等を遵守し、適切な運転管理に努めてまいります。 一般廃棄物の処理は地方自治体に課せられた責務であり、住民の皆様の日常生活や事業活動を維持するため、計画的に施設を整備していく必要があります。みやき町にある現有施設については、プラント（ごみ焼却施設）の耐用年数が 20 年であることから、延命化を図ったとしても施設の老朽化により不具合の発生可能性が否定できないこと、地元協定により令和 5 年度末までを設置期限としていることから、施設の延命化や設置期限の延長はせず、計画どおり令和 6 年度には次期施設に移行する計画としています。 なお、施設稼働の際には近隣自治体と相互応援協定を締結することとしており、万が一施設の稼働を停止せざるを得なくなった場合については、復旧するまでの間、近隣自治体にごみ処理の応援をいただくことで対応していくものと考えております。		

環境影響評価準備書に対する意見及び事業者の見解

意見書提出期間	令和元年１１月５日 ～ 令和元年１２月２０日		
意見者	意見者⑥		
意見		事業者見解	
p. 2-8 第１次選考において、⑦で鳥栖市洪水ハザードマップにおいて浸水 2m以上の区域と書いているにもかかわらず、浸水 2m以上という根拠がなく、その理由を「その時の浸水の一番深いところを除く」という説明を繰り返しているが、その根拠もまたない。 平成 28 年 6 月にハザードマップの変更があったにもかかわらず、その考慮を再度することもなかったことは、決定した事とはいえ、第１次選考で鳥栖市自身で決めた除外条件＝法令などにより建設地に適さない地域を除外とし、25 カ所から 8 カ所に絞る段階で除外していることを鑑みても、再度この条件に照らし合わせて、選考をしなおすべきだ。		対象事業実施区域選定の経緯については、準備書 P2－5～2－13 に記載しているとおりであり、適切に実施されたものと認識しています。 また、最終的に候補地が建設用地として定められた後に、その用地における様々な課題等が発生した場合には、その課題に対し解決、整理するものと考えておりますので、候補地の再選定は考えておりません。 なお、平成 28 年 6 月に筑後川河川事務所が発表した「筑後川洪水浸水想定区域図」において、建設予定地で想定される浸水の深さが 3～5m未満となっております。これを踏まえ平成 29 年 10 月に策定した「ごみ処理施設整備基本計画」の中では、浸水対策としては、プラットホーム、電気室、中央制御室、非常用発電機、タービン発電機など主要な機器及び制御盤・電動機は浸水深さ 5m 以上に設置し、さらに地上階には止水板や気密性扉を設置して浸水を防止する方針としております。また、計画地盤高さは GL＋2m まで盛土を行い、工場棟・管理棟・計量棟・駐車場の主要施設を配置する上で、浸水に耐えうる高さまで RC 造とするなど対策を講じてまいります。	
第 3 次選考において、環境条件の評価項目において「⑥災害の安全性（洪水）」、具体的な評価項目で「洪水ハザードマップの浸水の深さ区分」とあり、その「評価基準」が◎1.5m未満、○0.5～1m未満、△1～2m未満とあるが、ハザードマップが書き換わっているのだから、環境影響評価書を出す時点での浸水の深さ区分に変更すべきだ。 候補地選定は、評価結果の点数で行われている。20 項目しかない中、環境条件は 8 項目。全体の 40% を占める。その中の一つ一つの点数が選考の要になる。それにも関わらず、基幹とも言える、評価基準の数値が環境影響評価準備書が出るまでに変更になったのであるのならば、少なくともこの数値は、その時点のものであるべきであるし、その変更が行われた時点での採点をやりなおすべきである。		環境影響評価の P2－5～2－13 については、対象事業実施区域選定の経緯を記載しているものであり、平成 26 年度に鳥栖市が実施した候補地選定の流れを記載しているものですので、当時の評価内容を変更することはございません。 最終的に候補地が建設用地として定められた後に、その用地における様々な課題等が発生した場合には、その課題に対し解決、整理するものと考えております。	
第 3 次選考の中の経済条件 ⑨収集運搬距離のカッコ書きで（定期収集時の運搬コスト及び市民持ち込みの利便性）と書かれているが、そもそも具体的な評価項目に書かれているのは「人口中心（＊平成 22 年国勢調査における鳥栖市の人口中心）からの距離が近い方が望ましい」とある。この次期ごみ処理施設は、誰の税金で作られているのか？鳥栖市民だけのものなのか？鳥栖市以外の 1 市 3 町の皆さんが市民としてみなされていない。416 億円を支払う全ての人が考慮されていないというのは、決定的な問題である。 人口中心というのであれば、神崎市、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町の中心地からの距離とその人口で計算をすべきだ。P. 2-12 の評価基準の数値が全く違う。		対象事業実施区域選定の経緯については、準備書 P2－5～2－13 に記載しているとおりであり、適切に実施されたものと認識しています。 構成市町のごみ処理について責任を持って実施することが、2 市 3 町の住民の方々にとって最も重要であると考えています。 評価項目については、全国一律に基準が設けられている訳ではありませんので、ご意見にあるような項目を評価の対象とする方法もあるかと思いますが、今回は、鳥栖市として準備書 P2-10 に記載しているような評価項目により評価しております。	
p. 2-12 評価結果 第 3 次選考経済条件について「⑩搬入道路整備の必要性」が「搬入道路の整備の必要性の有無（2 車線以上の国道・県道）への接続」とあるが、評価結果で D と E が◎なのは、おかしい。		候補地 D と E については、県道中原鳥栖線と接道しておりましたので、「2 車線以上の県道への接続」という条件を満たしていることから評価は◎となっております。	

DとEが ◎で整備が不要となるのであれば、p9. 5-6 の地図上で市道轟木・衛生処理場線（拡張予定）と書かれているのは、なぜなのか？ 拡張予定ということであれば、搬入道路整備必要で△とならねばおかしいはずである。	
p. 2-12 ②近隣住宅の戸数において、具体的な評価項目で「200m以内の住戸数が少ない方が望ましい」とあるが、200m というのはどういう根拠のある距離なのか？と確認をすると周辺の市町村のデータから ということであったが、その理由が曖昧である。しかも、今回の環境影響評価においても、予測の結果、もっとも高濃度となる気象条件は風速 1. 0m/s 大気安定度がA のときであり、煙突から 514 m 風下の地点が最大着地濃度出現地点となっている。近隣住宅の戸数を考慮するのであれば、どこが一番高濃度の大気汚染が考えられるのかということから、評価すべきだ。 近隣住宅の戸数を数える根拠として、p. 9. 1-70 の「イ 1 時間値の高濃度の予測」で、表 9. 1. 2-25 の大気質の予測結果（1 時間の高濃度；通常の気象条件下）にあるように、出現距離（m）は、風速 1. 5 m/s の大気安定度A の時、451mが一番近く、1. 0m /s の大気安定度がD の時、4063mと一番遠いことを見ても、200mにした根拠が見えてこない。	「200m以内の住戸数が少ないほうが望ましい」という具体的な評価項目については、他事例を基に鳥栖市が独自に設定した項目です。なお、大気質の予測の結果、風速 1. 0m/s、大気安定度Aの時に、煙突から 514m風下の地点が最大着地濃度出現地点となりますが、この地点においても環境基準等を満足する予測・評価結果となっているため、施設の稼働による大気汚染は考えられず、人の健康は保護されるものと考えます。

環境影響評価準備書に対する意見及び事業者の見解

意見書提出期間	令和元年１１月５日 ～ 令和元年１２月２０日		
意見者	意見者⑦		
意見	事業者見解		
旧ごみ処理施設排ガスから 38 年間多量の有害物質が排出されてきた。ダイオキシン類や環境ホルモンなどの慢性毒性による健康被害が既に出ていることも懸念される為、現候補地（D 地点）は、最初の時点で候補地から外すのが妥当である。 厚生労働省のデータによると平成 9 年の旧鳥栖ごみ焼却炉、排ガス中のダイオキシン濃度は 65ng-TEQ/Nm³であった。（以下単位省略）これは現在の国の基準（人の健康の保護のために維持されることが望ましい基準値）1ng の 65 倍であり、新施設の自主基準（実際に排出されるであろう量から計算された基準値）0.05ng の 1300 倍である。旧施設の稼働期間は、昭和 41 年～平成 16 年で、平成 9 年以前は国のダイオキシン対策が進んでなく、より高濃度のダイオキシンが排出されていたと思われる。体内に取り込まれたダイオキシンは蓄積され、長い年月身体に影響を与え続ける。半減期が 7 年と言われ、例えば平成 16 年に取り込まれたダイオキシンの約 1/4 が今だ体内に留まっている。発癌等急性毒性は心配無いが、症状として表に現れない生殖、脳神経系、免疫系への影響が危惧され環境基準やWHOでの基準が設けられている。 また、旧焼却炉稼動中に小森野小校区では喘息、皮膚疾患が多く見られた。平成 9 年当時一年生だった児童（25/34 名）の母親に聞き取り調査をしたところ、喘息被患率は 12%（3/24 名）と全国平均 1.6%（文部省、学校保健統計）より高く皮膚疾患も 8 名確認された。兄妹にも喘息 4 名、皮膚疾患が 7 名いた。長期間にわたり、今では考えられない程、多量の有害物質を出し続けたことを全く考慮せず次期予定地にここを選んだ事は、以前から住む近隣住民の健康を無視した行為である。建設予定地の変更を強く要望する。	真木町衛生処理場敷地においては、昭和 42 年度～昭和 51 年度までは旧々ごみ焼却施設、昭和 51 年度～平成 16 年度までは旧ごみ焼却施設が稼働しておりましたが、過去の施設の稼働を直接の原因とする健康被害については確認されておりません。 過去の施設が稼働していたことによる累積的な影響については、人体への影響に関しては調査を行うことが困難であると思われますが、一つの指標として土壌への蓄積が考えられることから、今回の環境影響評価の中ではダイオキシン類を含む有害物質について土壌中の濃度を調査しております。 小森野地区については 0.46pg-TEQ/g でであり、土壌に係る環境基準である 1,000pg-TEQ/g に比べ十分に低いものでした。 次期ごみ処理施設の稼働にあたっては、これまでの経緯等を十分に認識したうえで、各種法令で定められた基準等を遵守するとともに、煙突からの排ガスについては、排出基準よりもさらに厳しい自主基準値を設けるなど、万全な運転管理に努めてまいります。		
環境影響評価準備書 p.2-13 の表では、競馬場用地（A 地点）が 64 点、現候補地（D 地点）が 74 点で、現候補地の方が高いが、有害物質の検出等も含めて詳細に検討すると競馬場用地が 68 点、現候補地が 60 点となり、競馬場用地の方が高くなる。よって、競馬場用地で再検討すべきある。 ・環境条件の中の近隣住宅に対する影響では、①390m 以内の集落、②200m 以内の住戸数で評価を行っている。この距離は、最大濃度到達点（500m～700m）の半分にも満たしてないので、環境条件としての近隣住宅数の数え方に問題がある。煙突から出る排出ガスの濃度は、最大濃度地点から、次第に小さくなっていくので、最大濃度到達地点内、及びその 2 倍の距離で考えるのが妥当である。これにより評価は逆転する。 ・環境条件の中の⑥災害の安全性（浸水）は、ハザ	対象事業実施区域選定の経緯については、準備書 P2-5～2-13 に記載しているとおりであり、適切に実施されたものと認識していますので、候補地の再選定は考えておりません。 なお、ご意見のなかで、「近隣住宅に対する影響では①390m 以内の集落…」とありますが、正しくは、準備書 2-11 にあるように、390m 以上も評価しています。 また、ご意見のなかで、「立地条件の中の⑩他施設との連携の可能性に関しては、…リサイクル施設の併設が不可能になったので…」とありますが、この評価項目は、ごみ処理施設と、それ以外の施設との連携の可能性を評価するものあり、リサイクル施設の有無が評価に影響を与えるものではありません。		

ードマップの変更により、現候補地（D地点）の浸水の深さは0.5～1.0mから3～5mに変わっており、D 地点の評価は下がる（△→X）。 ・経済条件の中の⑨収集運搬距離は鳥栖市内のみでなく2市3町で考える、評価は逆転する。 ・立地条件の中の⑳他施設との連携の可能性に関しては、有害物質による敷地面積の減少で、リサイクル施設の併設が不可能になったので、D 地点の評価が下がる（◎→○）。	
廃棄物処理施設整備計画（閣議決定H30.6.19）「(7) 地域住民等の理解と協力の確保」が得られていないので、現候補地の白紙撤回を望む。 現候補地（D地点）から半径1km内住戸数では、①小森野、②あさひ新町、③ 安楽寺町、④下野町、⑤真木町の順である。また最も近くの住民は安楽寺町の住民である。地域住民とは、その施設所在地の住民ではなく、近くの住民である（環境省廃棄物処理適切推進課）。 真木町とだけの合意で進めるのは、廃棄物処理施設整備計画（閣議決定）(7)に記載されてある「具体的な方向性について、地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設の整備を進めていくためには、地域住民等の理解を得ることが基盤となる。」を満足していない。	平成30年6月19日に閣議決定されました廃棄物処理施設整備計画の基本的理念(7)地域住民等の理解と協力の確保につきましては、廃棄物処理計画の基本理念は、廃棄物処理施設の安全性や環境配慮に関する情報に加え、生活環境影響調査や住民等の意見聴取等を的確に実施することを求めているものであると考えておりますので、廃棄物処理計画の基本理念を踏まえ、地域住民の皆様のご理解とご協力の確保の観点から建設予定地周辺地域に対して住民説明等を開催してきたものです。 今後も、引き続き施設の必要性や安全性等について、周辺地域の方々にご理解いただけるよう、事業主体である佐賀県東部環境施設組合とともに丁寧な対応を行うよう努めてまいりたいと考えております。